

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る現時点の個別協議状況に関する確認事項

国土交通省
栃木県

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、国土交通省と栃木県双方において、

- ①一般国道の直轄区間の移管に伴い、将来にわたり、現状の国の整備・維持管理水準等が確保できる財源措置及びその他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、バイパス路線のうち事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を協議すること
- ③協議にあたっては、全国知事会から国土交通大臣に提出された「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向について」（平成20年10月3日付 知調一発 第53号）平成20年11月6日付事務連絡を尊重するとともに、今後の協議にあたっては、「地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて」（平成20年11月19日付）等全国知事会からの申し入れを尊重し、地方分権改革推進委員会における議論の動向を十分考慮すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点（平成20年11月17日）における状況については、下記の通りです。

記

1. 道路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期（概ね5年以内）の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
4	茨城県境	宇都宮市平出工業団地	49	
4	さくら市蒲須坂	矢板市乙畑	4	
合計			53	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの
該当なし

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

2. 河 川

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
該当なし
- (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの
該当なし

以上 確認する。